

富良野市防災会議条例

昭和41年10月15日条例第50号

改正

昭和49年7月5日条例第26号

平成12年3月24日条例第38号

平成21年3月24日条例第11号

平成24年9月14日条例第20号

平成25年3月18日条例第 号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、富良野市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

ふらの

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 富良野地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、議長となり会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 陸上自衛隊の隊員のうちから市長が任命する者
 - (3) 北海道知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (4) 北海道警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 市の教育委員会の教育長
 - (7) 富良野広域連合の富良野消防署長及び富良野消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者、学識経験のある者又は前各号以外の公共的機関の職員のうちから市長が任命する者
- 6 委員の定数は、40名以内とする。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間と

する。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験者から市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年7月5日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日より適用する。

附 則 (平成12年3月24日条例第38号)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 富良野市水防協議会条例(昭和63年条例第14号)は、廃止する。

附 則 (平成21年3月24日条例第11号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月14日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月18日条例第 号)

この条例は、公布の日から施行する。

富良野市災害対策本部条例

昭和41年10月15日条例第51号

改正

平成24年9月14日条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、富良野市災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各項に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月14日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

富良野市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和50年3月25日条例第4号

改正

昭和50年6月10日条例第13号

昭和52年4月1日条例第3号

昭和53年7月5日条例第12号

昭和56年9月30日条例第18号

昭和57年12月20日条例第21号

平成3年12月24日条例第23号

平成23年9月16日条例第12号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に基づき暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市民が、令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - イ 配偶者

- ロ 子
- ハ 父母
- ニ 孫
- ホ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合、その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかつたこと、その他の特別の事情があるため、市長が支給を不適當と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間が、おおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

ロ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ハ 住居が半壊した場合 270万円

ニ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円

ロ 住居が半壊した場合 170万円

ハ 住居が全壊した場合（ニの場合を除く。） 250万円

ニ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のハ、又は前号のロ若しくはハにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

- 2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項()書の場合は5年)とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還)

第15条 災害援護資金は、年賦償還〔又は半年賦償還〕とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付を受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年6月10日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年4月1日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第5条の規定の適用は、昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定の適用は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和53年7月5日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和56年9月30日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和57年12月20日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（平成3年12月24日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により災害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

附 則（平成23年9月16日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以降に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

富良野市災害見舞金支給規則

昭和53年6月15日規則第11号

改正

平成3年5月1日規則第7号

平成19年3月29日規則第19号

(目的)

第1条 この規則は、火災及び自然災害により被害を受けたものに対し、応急援護として災害見舞金の支給を行い、もつて市民福祉と生活の安定に資することを目的とする。

(支給対象)

第2条 市長は、次に掲げる災害り災者又はその保護者（親権を行う者及び後見人をいう。）若しくはその遺族に対し、災害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 火災及び災害により住居（併用住宅、集合住宅、寮、工場等の附属、居室等を含む。）が焼失、損壊、流出、埋没、床上浸水等の被害を受けた世帯の世帯主
- (2) 火災及び災害により死亡した者（火災及び災害により負傷した後48時間以内に死亡した者を含む。）
- (3) 火災及び災害により10日以上入院治療を要した者

(災害見舞金を支給する遺族)

第3条 災害見舞金を支給する遺族の範囲及びその順序は次のとおりとし、その順序は死亡者の死亡当時において主として死亡者により生計を維持していた遺族を先にし、その他の遺族は後にする。

- (1) 死亡した者の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含み、離婚の届をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあつた者を除く。）
 - (2) 子
 - (3) 父母
 - (4) 祖父母
- 2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養祖父母を先にし、実祖父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合、その事情により前2項の規定により難いときは前2項の規定にかかわらず第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害見舞金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は全員に対してなされたものとみなす。

(支給の認定)

第4条 市長は被害の状況を調査し、災害見舞金支給の可否を認定するものとする。

(災害見舞金の額)

第5条 災害見舞金の額は別表のとおりとする。

(適用除外)

第6条 災害見舞金は、り災者が災害救助法の適用を受けたときはこれを支給しない。

2 遺族が災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（昭和50年条例第4号）第3条の規定に基づく災害弔慰金の支給を受けたときは、死亡に係る災害見舞金はこれを支給しない。

(支給の認定)

第7条 市長は災害見舞金の支給の認定をするにあたり、必要がある場合は次の書類の提出を求めることができる。

- (1) り災者の住民票の写し
- (2) り災証明書
- (3) 死亡診断書
- (4) 入院証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(被害状況調査)

第8条 市長は火災及び災害が発生した場合は、被害状況調査認定書（様式第1号）により、速やかに必要な調査確認を行うものとする。

(支出の方法)

第9条 見舞金は、災害発生のとど速かに支給するものとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 富良野市火災見舞金交付規則（昭和47年規則第4号）は廃止する。

附 則（平成3年5月1日規則第7号）

この規則は、平成3年5月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日規則第19号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別表

被害の区分	支給区分	金額	
		単身の世帯	2人以上の世帯
住居 全焼・全壊・流失・埋没	1世帯につき	30,000円	50,000円
被害 半焼・半壊・半流失・半埋没・床上浸	1世帯につき	10,000円	30,000円

資料1 例規・条例関係

	水		
死亡	1人につき		50,000円
負傷	1人につき		30,000円

様式第1号

